

久山町職員の給与・定員管理等について公表します

久山町の職員の給与は、地方公務員法・地方自治法に基づき、町議会での予算審議と議決を経た上で、町条例や規則に基づいて支給されています。職員の給与について、町民の皆さんにご理解いただくため、主な内容をお知らせいたします。

表中の数値は、平成28年地方公務員給与実態調査などに基づくものです。また、詳細な内容については久山町ホームページ (<http://www.town.hisayama.fukuoka.jp/>)にて公表いたします。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (H28年3月末)	歳出額 A	実質収支 人	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
27年度	8,622	4,378,143	216,777	747,247	17.1	17.3

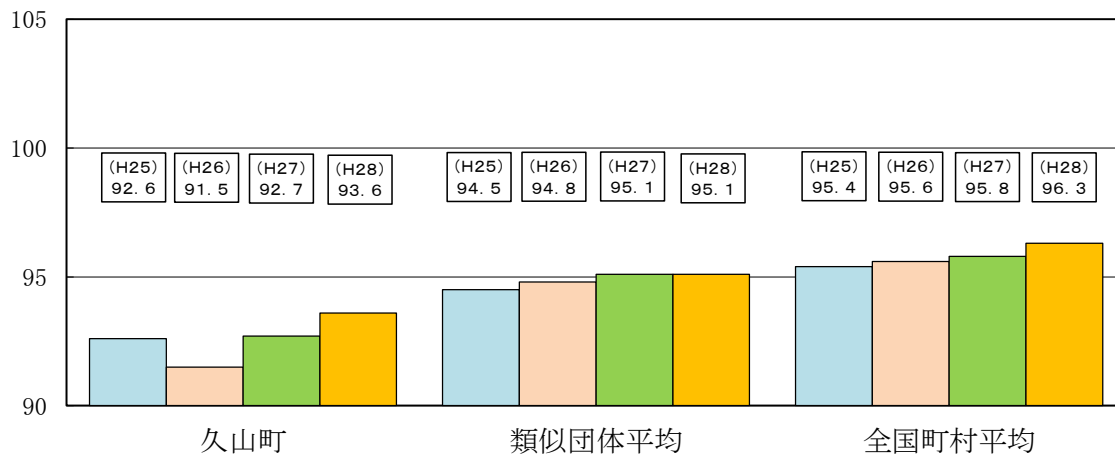
(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
27年度	71	265,336	52,871	101,549	419,756	5,912

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の3～5年間隔の平均給与と久山町の職員と同様に区分した平均給与を比較し、国家公務員の給料水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。なお、この指数の計算には手当は含まれていません。
2 類似団体平均とは、全国の市町村を市と町村に分け、人口規模、産業構造が類似している自治体のラスパイレス指数を単純平均したものです。久山町は町村のⅡ-2に分類されています。
3 平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。
4 久山町は93.6%で、福岡県下58市町村(福岡市、北九州市は除く)中、56番目となっています。

※平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①②③のいずれにも該当していません。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

- ①給料表の見直し
実施しました。

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均0.17%の引き上げ改定及び勤勉手当の引き上げにより特別給を年4.3月分に引き上げる等に取り組むとされています。

【給料表の改定実施時期】 平成28年4月1日

国の改正に併せて、一般職給料表を国と同様に0.21%の改正をし、勤勉手当を国と同じく0.1月分引き上げ、期末手当と勤勉手当の合計を年4.3月分とした。国の給料表改定率が高くなっているのは久山町が3～6級で号給を増設しているためです。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び久山町の支給割合)

【支給割合】	5%(国)	3%
古賀市と糟屋郡7町で地域手当に差があると、採用試験等で他市町との競合に支障があるため見直しを行っていません。		

③その他の見直し

・特別職と議員の期末手当の加算割合を110%から125%に改正しました。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
久山町	42.8 歳	306,400 円	393,927 円	375,970 円
福岡県	43.2 歳	330,689 円	418,752 円	372,775 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	42.2 歳	304,939 円	350,196 円	331,494 円

②技能労務職

本町では該当ありません。

③教育公務員

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
久山町	47.4 歳	347,300 円	401,358 円
福岡県	43.2 歳	364,549 円	421,596 円
類似団体	41.3 歳	294,157 円	320,380 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		久 山 町	福 岡 県	国
一般行政職	大 学 卒	176,700 円	183,300 円	176,700 円
	高 校 卒	149,000 円	149,000 円	144,600 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—
教育公務員	大 学 卒	176,700 円	204,700 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		経験年数7年以上10年未満	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満
一般行政職	大 学 卒	該当者なし	258,600 円	301,600 円
	高 校 卒	該当者なし	該当者なし	該当者なし
技能労務職	高 校 卒	—	—	—

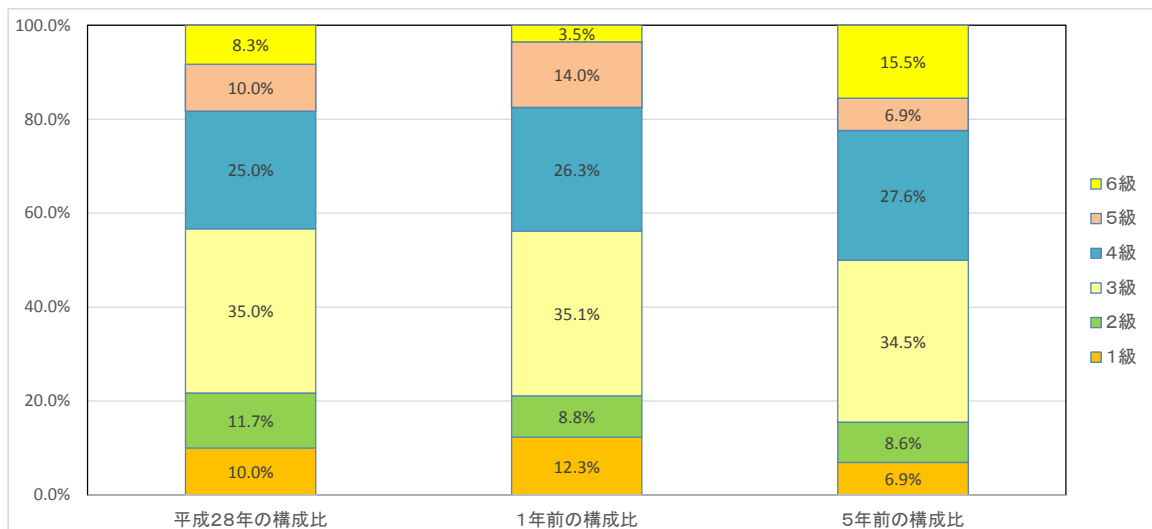
(注) 表中の数値は、平成28年地方公務員実態調査に基づくものです。経験年数とは、初任給決定の基準となった最終学歴以降の年数です。卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合はその数値が、卒業採用までの間に前歴（職歴等）がある場合は、一定の率で前歴を換算し、その数値を加算したものが経験年数となります。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)	1号給の給料月額(円)	最高号給の給料月額(円)
1 級	主事・主事補	6	10.0	140,100	246,100
2 級	主事	7	11.7	190,200	303,000
3 級	主査、主任主事	21	35.0	226,400	351,800
4 級	課長補佐、係長	15	25.0	259,900	387,800
5 級	課長、参事	6	10.0	286,200	394,800
6 級	行政管理官、課長	5	8.3	317,000	413,000

- (注) 1 久山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務になります。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	久山町		国	
	管理職	一般職	管理職	一般職
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	-	-	○	○
標準に加え、上位の区分も適用	-	-	-	-
標準に加え、下位の区分も適用	-	-	-	-
標準の区分のみ適用	○	○	-	-
ロ 人事評価を実施していない	-	-	-	-

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

久山町	福岡県	国
1人当たり平均支給額(27年度) 1,432 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,590 千円	—
(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.6 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.6 月分 (1.45)月分 (0.75)月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.6 月分 (1.45)月分 (0.75)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成28年4月2日から平成29年4月1日 までにおける運用	久山町		国	
	管理職	一般職	管理職	一般職
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用	-	-	○	○
標準に加え、上位の区分も適用	-	-	-	-
標準に加え、下位の区分も適用	○	○	-	-
標準の区分のみ適用	-	-	-	-
ロ 人事評価を実施していない	-	-	-	-

(2) 退職手当(平成28年4月1日現在)

久山町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.590 月分	勤続35年	41.325 月分	49.590 月分
最高限度額	49.590 月分	49.590 月分	最高限度額	49.590 月分	49.590 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	退職者なしのため支給していません。				

(3) 地域手当

(平成28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)	11,348 千円				
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	147,376 円				
支給対象地域	全域7級地	久山町支給率	5 %	支給対象職員数	74 人
				国の支給率	3 %
地域手当補正後ラスパイレス指数	95.4				
(ラスパイレス指数)	(93.6)				

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数になります。

(補正前のラスパイレス指数×(1+久山町の地域手当支給率)/(1+国の支給基準に基づく地域手当支給率))により算出された数字になります。)

(4) 特殊勤務手当(平成28年4月1日現在) 本町では該当ありません

(5) 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	14,618 千円	支給実績(26年度決算)	15,588 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	281 千円	職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	305 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する職員数は、「支給実績(27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)になります。

(6) その他の手当 (平成28年4月1日現在)

手当	内容及び支給単価	国の制度との異同	相違点	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり平均 支給年額(27年度決算)
扶養手当	・配偶者:13,000円 ・扶養親族(子)1人につき:6,500円 ・配偶者がいない場合の1人目:11,000円 ・特定期間加算(16歳～22歳) 1人につき:5,000円	同		7,040 千円	207,059 円
住居手当	・自ら居住するために住宅を借り受け、12,000円を超える家賃等を支払っている職員に27,000円を限度で支給。	同		5,492 千円	249,636 円
通勤手当	・交通機関等を利用の場合、運賃相当額(月額限度額55,000円) ・自動車等の利用者は、通勤距離(片道2km以上)に応じて31,600円を限度に支給。	同		2,885 千円	54,434 円
管理職手当	・課長級 給料月額13% ・参事(課長級) 給料月額12% ・課長補佐級 給料月額11%	異	官職に応じて定額	11,488 千円	522,182 円

5 特別職の報酬等の状況 (平成28年4月1日現在)

区分		給料・報酬月額等 (参考) 類似団体における最高/最低額			
給料	町長	719,000 円 (- 円)	850,000 円 /	380,000 円	
	副町長	591,000 円 (- 円)	710,000 円 /	426,300 円	
報酬	議長	320,000 円 (- 円)	360,000 円 /	205,000 円	
	副議長	271,000 円 (- 円)	320,000 円 /	175,000 円	
	議員	250,000 円 (- 円)	300,000 円 /	155,000 円	
期末手当	町長 副町長	(27年度支給割合) 3.15 月分	加算割合	10 %	
	議長 副議長 議員	(27年度支給割合) 3.15 月分	加算割合	10 %	
退職手当	町長	(算定方式) 給料月額×510/100×在職年数	(1期の手当額) 14,667,600 円	(支給時期) 任期ごと	
	副町長	給料月額×300/100×在職年数	7,092,000 円	任期ごと	
	備考				

(注) 1 給料および報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額になります。

6 職員数の状況

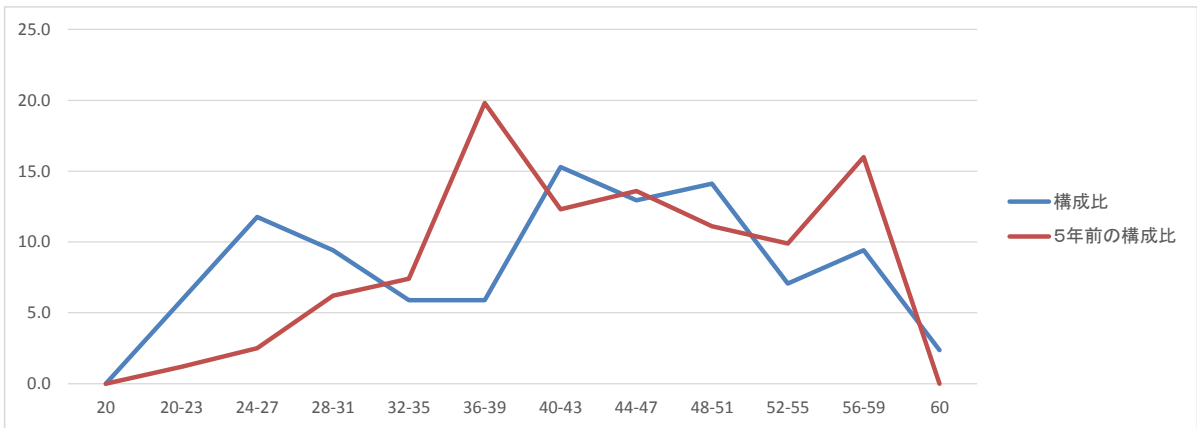
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成27年	平成28年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	2	2	0	人事配置の見直し
		総務	19	20	1	
		税務	6	6	0	
		労働	-	-	-	
		農水	4	4	0	
		商工	-	-	-	
土木		6	6	0		
民生		7	7	0		
衛生	9	11	2			
	計	53	56	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 64.95 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 108.08 人)	
	教育部門	18	18	0		
	消防部門	-	-	-		
	小 計	71	74	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 85.83 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 130.29 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	3	3	0	人事配置の見直し	
	下水道	3	4	1		
	その他	4	4	0		
	小 計	10	11	1		
合 計		81 [87]	85 [87]	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 98.59 人	

- (注) 1 職員数は特別職を除いた全職員数であり、地方公務員の身分を有する休職者、派遣職員を含み、臨時および非常勤職員を除いています。
 2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成28年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 〜 23歳	24歳 〜 27歳	28歳 〜 31歳	32歳 〜 35歳	36歳 〜 39歳	40歳 〜 43歳	44歳 〜 47歳	48歳 〜 51歳	52歳 〜 55歳	56歳 〜 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	5人	10人	8人	5人	5人	13人	11人	12人	6人	8人	2人	85人

(3) 職員数の推移

部門 \ 区分		23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	職員数	52	53	52	52	53	56	7%
教育	職員数	18	17	18	20	18	18	0%
公営企業等	職員数	12	11	11	10	10	11	-9%

7 公営企業職員の状況

水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成26年度の総費用に 占める職員給与費比率
H27年度	千円 189,369	千円 36,783	千円 26,567	% 14.0	% 13.7

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
H27年度	人 3	千円 11,043	千円 2,723	千円 3,027	千円 16,793	千円 5,598

(参考) 団体平均 一人当たり給与費
千円 6,190

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数です。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成28年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
久 山 町	39.3 歳	311,500 円	484,367 円
団 体 平 均	44.7 歳	346,797 円	514,785 円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

2 基本給は、給料・扶養手当及び地域手当を合算した金額です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

久 山 町		久 山 町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(27年度)		1人当たり平均支給額(27年度)	
1,009 千円		1,432 千円	
(27年度支給割合)		(27年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.60 月分	2.60 月分	1.60 月分
(1.45)月分	(0.75)月分	(1.45)月分	(0.75)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 5~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成28年4月1日現在)

久 山 町			久 山 町(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	##### 月分	勤続20年	20.445 月分	##### 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.590 月分	勤続35年	41.325 月分	49.590 月分
最高限度額	49.590 月分	49.590 月分	最高限度額	49.590 月分	49.590 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 退職者なしのため支給していません。			1人当たり平均支給額 退職者なしのため支給していません。		

ウ 地域手当(平成28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)	481 千円				
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	160,333 円				
支給対象地域	全域7級地	久山町支給率	5 %	支給対象職員数	3 人
				国の支給率	3 %

エ 特殊勤務手当(平成28年4月1日現在) 本町では該当ありません

オ 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	388 千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	194 千円
支給実績（26年度決算）	357 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	119 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当(平成28年4月1日現在)

手当	内容及び支給単価	国の制度との異同	相違点	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり平均 支給年額(27年度決算)
扶養手当	・配偶者:13,000円 ・扶養親族(子)1人につき:6,500円 22歳) 1人につき:5,000円 ・配偶者がいない場合の1人目:11,000円 ・特定期間加算(16歳～	同		468 千円	305,500 円
住居手当	・自ら居住するために住宅を借り受け、12,000円を超える家賃等を支払っている職員に27,000円を限度で支給。	同		648 千円	270,000 円
通勤手当	・交通機関等を利用の場合、運賃相当額(月額限度額55,000円) ・自動車等の利用者は、通勤距離(片道2km以上)に応じて31,600円を限度に支給。	同		186 千円	60,000 円
管理職手当	・課長級 給料月額13% ・参事(課長級) 給料月額12% ・課長補佐級 給料月額11%	異	官職に応じて定額	552 千円	46,000 円